

第一種フロン類充填回収業者 登録申請の手引き

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき第一種フロン類充填回収業の登録申請に当たっては、この手引きに基づいて申請書を作成してください。

1 記入に際して

- (1) 申請書等に、必要事項を記入の上、提出書類一覧表により確認した後、所管の健康福祉センターに提出してください。
- (2) 提出部数は1部です(申請者において提出書類の控えを保管してください)。

2 申請に伴う手数料

- (1) 登録申請手数料 5,000円(更新時は4,000円)
- (2) 手数料相当額の福井県証紙を用意してください。

3 申請窓口

- ・福井県 福井健康福祉センター 環境衛生課
〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8 TEL 0776-36-1116
(管轄:福井市、永平寺町)
- ・福井県 坂井健康福祉センター 環境衛生課
〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17 TEL 0776-73-0600
(管轄:あわら市、坂井市)
- ・福井県 奥越健康福祉センター 環境衛生課
〒912-0084 大野市天神町1-1 TEL 0779-66-2076
(管轄:大野市、勝山市)
- ・福井県 丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課
〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25 TEL 0778-51-0034
(管轄:鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町)
- ・福井県 二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課
〒914-0057 敦賀市開町6-5 TEL 0770-22-3747
(管轄:敦賀市、美浜町、平成17年3月30日現在における三方町の区域)
- ・福井県 若狭健康福祉センター 環境衛生課
〒917-0073 小浜市四谷町3-10 TEL 0770-52-1300
(管轄:小浜市、高浜町、おおい町、平成17年3月30日現在における上中町の区域)

※事業所等が福井県内にない事業者の方は、いずれのセンターにおいても申請可能です。

福 井 県

提出書類一覧表

申請の際は、この「提出書類一覧表」(確認後のもの)を添付して下さい。

[第一種フロン類充填回収業者] (申請者)

提出書類等	確認欄
<p>1 申請書(様式第1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンの充填または回収を行う事業所が複数の場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載した様式第1を添付 	
<p>2 本人を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人である場合は、発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本 ・個人の場合は、発行日から3ヶ月以内の住民票(本籍の記載のあるもの)の写し 	
<p>3 フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類(所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを示す書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し 	
<p>4 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載する以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し <ul style="list-style-type: none"> ○フロン類の回収設備の種類 <ul style="list-style-type: none"> CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用 ○回収設備の能力 <ul style="list-style-type: none"> 200g/min未満、200g/min以上 	
<p>5 申請者(法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。)が法第29条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約した旨の誓約書</p>	
<p>6 フロン類の充填に携わる者が所有する資格等を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第37条第3項において、充填に関する基準として、フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行いまたは立ち会うこと(施行規則第14条第9号)が定められていますので、資格等を示す書類の添付をお願いします。 なお、資格等がない場合には、事業開始までに資格等を取得してください。 ○業務用冷凍空調機器の充填に関する主な資格として、次のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> A. 冷媒フロン類取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境保全機構) B. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者 <ul style="list-style-type: none"> 一定の資格等としては、以下の6資格があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) ・高圧ガス製造保安責任者:冷凍機械(高圧ガス保安協会) ・上記保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造または管理に関する業務に5年以上従事した者 ・冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会) 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者 ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、または平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） <p>充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習としては、以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷媒フロン類取扱知見者講習（（一社）日本冷蔵倉庫協会） ・ 海技者のためのフロン類取扱技術者講習（（独）海技教育機構） ・ ダイキンフロン類取扱技術者講習（B講習）（ダイキン工業株） <p>C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者</p> <p>十分な実務経験とは、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を順守し、違反したことがない技術者を指します。</p> <p>充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習としては、以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デンソー冷凍機研修（標準講習、特別講習）（株デンソー） ・ 冷媒フロン類取扱知見者講習（（一社）日本冷蔵倉庫協会） ・ 群馬県フロン類充填回収技術講習会（群馬県、（一社）群馬県フロン回収事業協会） ・ 静岡県フロン類取扱・管理技術者講習会（（一社）静岡県フロン回収事業協会） ・ ダイキンフロン類取扱技術者講習（C講習）（ダイキン工業株） 	
<p>7 フロン類の回収に携わる者が所有する資格等を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 44 条第 2 項において、回収の際の基準として、フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行いまたは立ち会うこと（施行規則第 40 条第 2 号）が定められていますので、資格等を示す書類の添付をお願いします。 <p>なお、資格等がない場合には、事業開始までに資格等を取得してください。</p> <p>○業務用冷凍空調機器の回収に関する主な資格として、次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 冷媒フロン類取扱技術者 イ 冷媒回収促進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者 ウ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械 エ 冷凍空気調和機器施行技能士 オ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者 カ フロン回収協議会が実施する技術講習合格者 キ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ク 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械）） ケ 自動車電気装置整備士（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、または平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） コ 十分な実務経験を有し、かつ、回収に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者 <p>十分な実務経験とは、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の回収に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を順守し、違反したことがない技術者を指します。</p>	

<p>回収に必要となる知識等の習得を伴う講習としては、以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンソー冷凍機研修（標準講習、特別講習） ・冷媒フロン類取扱知見者講習（（一社）日本冷蔵倉庫協会） ・群馬県フロン類充填回収技術講習会 ・静岡県フロン類取扱・管理技術者講習会 ・ダイキンフロン類取扱技術者講習（C講習）（ダイキン工業株） 	
<p>8 登録申請手数料（福井県証紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・額面合計が5,000円分の福井県証紙を準備（更新時は4,000円分） ・提出窓口で書類に不備がないことを確認した後、申請書（様式第1）の余白に貼付 <p>※福井県証紙の入手方法については、次のホームページを参考としてください。 http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shinsa/syoushimain.html</p>	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合または第一種フロン類回収業者に係る登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登録の基準等	確認欄
<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第1項に定める欠格事項</p> <p>※登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません。</p> <p>一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの※又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ※精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>二 この法律若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>	
<p>第一種フロン類回収業者の登録の基準（施行規則第9条）</p> <p>一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</p> <p>二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</p> <p>三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が50kg以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1分間に200g以上のフロン類を回収できるものであること。</p>	

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

福井県知事 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

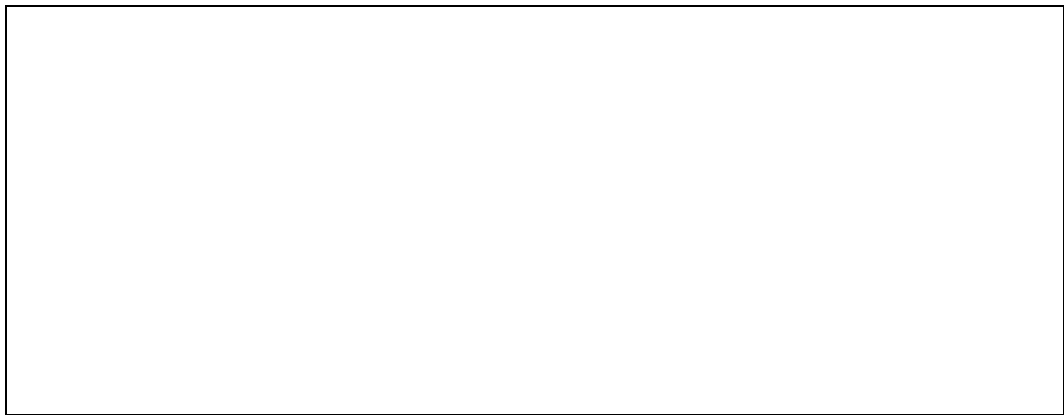
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~ ~~第30条第2項~~ の規定より、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	台	台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台	

(裏面)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。



誓 約 書

登録申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人およびその法人の役員）は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）第 29 条第 1 項に定める下記の欠格要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住所 _____
申請者 _____
氏名 _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

福井県知事 様

記

- 1 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの*又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
*精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 法律若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法律第 35 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが法律第 35 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法律第 35 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

記載例

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書
登録の更新

該当しない方を消す
(新規は下部分を消す)

令和2年 4月 25日

福井県知事 ○○ ○○ 様

新規は未記入
(更新時に記入)

(郵便番号) 123-4567
住所 福井市○○1丁目2番3号
氏名 フロン回収破壊株式会社
代表取締役 回収 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

申請する日を記入

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項
第30条第2項 の規定より、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 福井事業所		
所在地	(郵便番号) 123-4567 福井県福井市○○1丁目2番3号 電話番号 (098) 765-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品		○	
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	3 台		50kg 以上の特定製品は、200g/min 以上の設備能力があること
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	3 台	2 台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台	

「回収しようとするフロン類の種類」と「設備の種類」が一致していること。

該当する欄に○を付ける

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

記 載 例

(裏面)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

職氏名 福井事業所 業務課長 ○○ ○○
資 格 冷媒フロン類取扱技術者 第一種

フロン類の回収を自ら行う者またはフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

記載例 (県内にフロン回収を行う事業所が複数の場合の2枚目以降)

様式第1 (第8条関係)
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

福井県知事

様

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

上段は記入不要

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項 第30条第2項 の規定より、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録 登録の更新 を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 敦賀営業所		
所在地	(郵便番号) 098-5467 福井県敦賀市〇〇9丁目8番7号 電話番号 (098) 865-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー		○	○
器具・冷凍機器		○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー		○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器		○	○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	台	台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	1 台	台	

2枚目以降には「事業所の名称」以降の欄について記入

記載例（県内にフロン回収を行う事業所が複数の場合の2枚目以降）

（裏面）

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

職氏名 敦賀営業所 業務課長 ○○ ○○
資 格 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

フロン類の回収を自ら行う者またはフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

フロン類回収量等の記録・報告、変更届出、登録更新および廃止届出について

1 フロン類充填量および回収量等に関する記録

第一種フロン類充填回収業者は、法第 47 条第 1 項の規定により、フロン類の種類ごとに、充填量および回収量等に関する記録が義務付けられています。

(1) 記録する内容（施行規則第 51 条）

- ① 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
- ② 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄が行なわれる場合において、第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
- ③ 法第 41 条の規定により第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を行う場合において確認をした年月日、当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所並びに当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ④ 法第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日及び再生したフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充填した量
- ⑤ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑥ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑦ フロン類を施行規則第 49 条第 1 号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑧ 施行規則第 49 条第 2 号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

(注)

フロンの種類については、CFC, HCFC, HFC の区分のみならず、冷媒番号 (R12, R134a 等) を付記してもかまいません。(例 CHC (R12))

第一種特定製品の種類は、別紙の細かい分類 (例えば、除湿機, ショーケース等) を付記してもかまいません。(例 エアコンデ ィョナ (除湿機)、50kg 以上製品 (ショーケース))

(2) 記録は帳簿を備え、業務を行う事業所に5年間保存しなければなりません。

(3) 帳簿のかわりに電子媒体により作成し、保存することができます。

2 フロン類充填量および回収量等に関する報告 (様式第3)

第一種フロン類充填回収業者は、法第47条第3項の規定により、様式第3により作成した報告書を年度終了後45日以内に登録を申請した健康福祉センターに提出しなければなりません。

(注)

登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、福井県内の区域 (充填または回収等した場所) に関する充填量および回収量等を報告してください。

3 変更届出 (様式第2)

次の事項を変更したときは、法第31条第1項の規定により、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- ④ 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備能力

【①の変更の場合における添付書類】

○本人を確認できる書類

- ・法人である場合は、発行日から3ヶ月以内の登記事項証明書 (履歴事項がわかるもの)
- ・個人の場合は、発行日から3ヶ月以内の住民票 (本籍の記載のあるもの) の写し

【③、④の変更の場合における添付書類】

○フロン類回収設備の所有権を有すること (所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること) を示す書類

- ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し

- ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

○フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類

- ・申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

【フロン類回収設備の種類】

CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC用・HFC兼用

【回収設備の能力】

200g/min未満、200g/min以上

(参考)

フロン類回収設備の種類の変更については、台数が増減した場合であって、設備の種類の変更を伴わない場合（ケース2）は、届出が不要です。（下表参照）

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前		変更後		届出
1	CFC用	1台	CFC用	0台	必要
	HCFC用	1台	HCFC用	0台	
	CFC・HCFC兼用	0台	CFC・HCFC兼用	1台	
2	CHC・HCFC兼用	1台	CHC・HCFC兼用	2台	不要

4 登録更新（様式第1）

5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

なお、登録更新の際に提出する書類は、登録（新規）の場合と同じです。

5 廃業等の届出（別紙様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、法第33条第1項の規定により、その日から30日以内に廃業等届を登録を申請した健康福祉センターに提出しなければなりません。

また、当該届出とあわせて、事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について、様式第3により作成した報告書を提出しなければなりません。

該当する事項	届出者
ア 第一種フロン類回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であった、個人又は法人を代表する役員
イ 死亡した場合	その相続人

ウ 法人が合併により消滅	その法人の代表する役員であった者
エ 法人が破産により解散	その破産管財人
オ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人

様式第2（第11条関係）

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 月 日

福井県知事

様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年 月 日

福井県知事

様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦第49条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑮第49条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯年度末に保管していた量					kg	kg

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓第49条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		台	台

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出書

年 月 日

福井県知事

様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第一種フロン類充填回収業については、廃止（死亡、合併により消滅、破産により解散、合併及び破産以外の理由により解散）したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
廃業等年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

第一種特定製品の主な例（日本標準商品分類）

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象の製品を除く） ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、 二輪車のもの（側車付きのものを含む） ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット（遠心式、容積圧縮式）
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置（クリーンルーム等）
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース（内蔵型ショーケース、別置型ショーケース）
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置（冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等）
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット（遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等）
56372	ユニットクーラー（ブライン、直膨）
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置（倉庫用・凍結用・原乳用等）
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン（搬送車）